

改正・第三次担い手3法の概要

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 2,022時間/年
全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

労務費への
しわ寄せ防止

働き方改革
生産性向上

賃金の引上げ

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化
現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告**

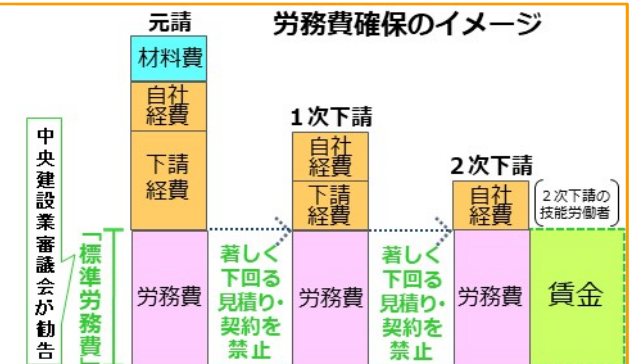
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡ 国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化

- 契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

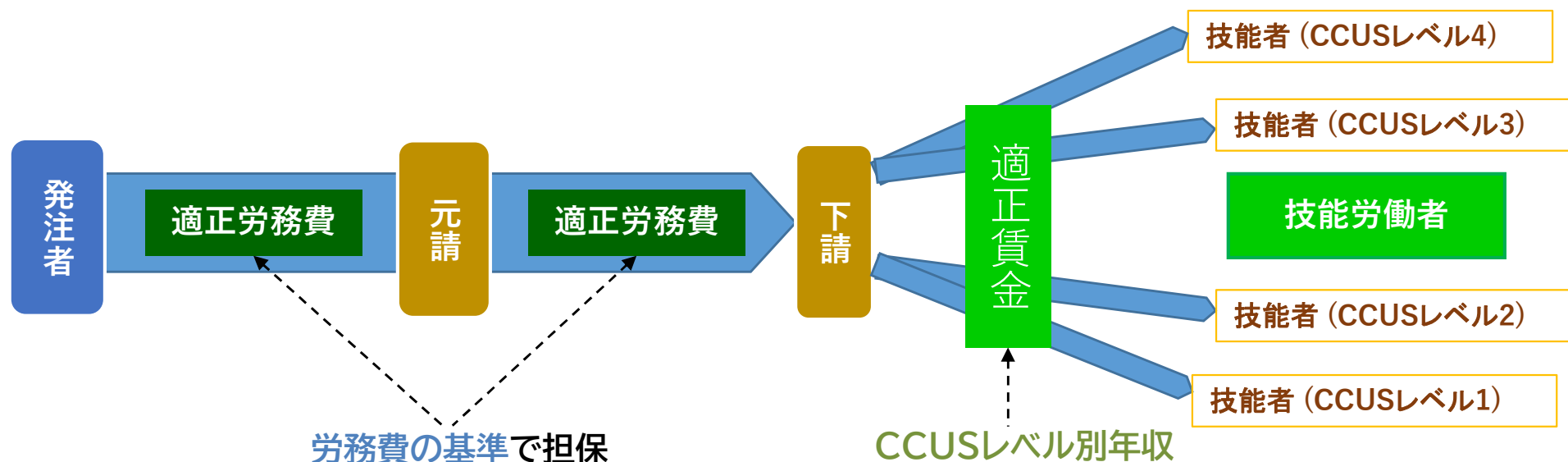
・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



「労務費の基準」制度により、公共工事・民間工事を問わず、適正な労務費(賃金の原資)が確保され、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金が確保されるようにする。



- ・ 技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする
- ・ 賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う健全な競争環境を実現する

実効性を確保

入口での対策
(契約段階における実効性確保)

出口での対策
(労務費・賃金の支払いの実効性確保)

公共工事における上乗せ対策
(公共発注者による実効性確保)